

## 第9 知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜

自立支援補充選抜に志願することのできる者は、「第6 知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜」に志願することのできる者のうち、次の①～③のいずれかに該当する者とする。

- ① 自立支援補充選抜の出願時に国公私立の高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部のうち、いずれの入学者選抜にも合格していない者（出願していない者を含む。）又は合格しても必要な手続きをしなかつたため入学の資格を失った者
- ② 中等教育学校前期課程を修了見込みの者であって後期課程に進級しないことが確定している者のうち、①に該当する者
- ③ 併設型中高一貫教育における併設中学校を卒業見込みの者であって併設高等学校に進学しないことが確定している者のうち、①に該当する者

### I 出願

- 1 出願は、1校に限る。
- 2 出願期日及び出願時間は、次のとおりとする。

3月25日	月	午前9時～正午
-------	---	---------

- 3 志願者は、以下の書類等を志願先高等学校長に提出する。（郵送は認めない。）

- (1) 入学志願書（様式101）〔様式集2～3ページ〕
- (2) 自己申告書（様式112）〔様式集8～9ページ〕

自己申告書は、原則として志願者の自筆とするが、志願者が保護者等と相談のうえ、他の者が記入してもよい。

- (3) 療育手帳の写し又は知的障がいを有するという判定の写し
- (4) 入学検定料

出願時に当該高等学校において入学検定料2,200円を現金で納入する。

- (5) 「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1(2)に該当する者  
入学志願特別事情申告書（様式121）〔様式集10ページ〕
- (6) 「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1(3)に該当する者  
教育委員会の承認書及びその関係書類

### II 学力検査等

学力検査は実施せず、面接を実施する。

- 1 面接は、3月25日（月）に行う。
- 2 面接は、志願者全員について、各高等学校長が当該高等学校において行う。
- 3 面接は、自己申告書に基づいて、個人面接で行う。
- 4 面接は、保護者の同伴を原則とする。
- 5 面接の時間については、出願時に、当該高等学校長が示す。

### III 入学者の選抜

高等学校長は、志願者数が募集人員を超過すると否とにかかわらず、次の要領により入学者の選抜を行う。

- 1 高等学校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。
- 2 選抜の資料は、調査書、推薦書及び面接とする。
- 3 合格者の決定に当たっては、調査書及び推薦書中の記載事項、並びに面接の内容をもとに総合判定し、

募集人員を満たすよう合格者を決定する。

- 4 合格者の決定に当たって、「2」及び「3」に従うことが実際上はなはだしく困難な場合は、高等学校長は、府教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。
- 5 高等学校長は、3月19日（火）までに選抜実施計画を府教育委員会に報告する。

#### IV 合格者の発表

合格者の発表は、3月27日（水）午前10時に各高等学校において行う。